

第一章

序論

第一章 序論

1-1 本研究の背景

「食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律」（以下食品リサイクル法）は平成 13 年 5 月 1 日に施行されたが、食品関連事業者に対する指導監督の強化と再生利用等の取組の円滑化措置を講ずるため、「食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律の一部を改正する法律」が平成 19 年 12 月 1 日に施行された。

食品リサイクル法の改正により、計画的な再生利用を促進するための再生利用事業計画認定制度は見直され、食品循環資源由来の肥飼料等で生産された農畜水産物等を食品関連事業者が一定量は引きとるという、食品リサイクルループの完結が重視されるようになった。再生利用事業計画認定制度に認定されることで、当該計画の範囲内においては一般廃棄物の収集・運搬業の許可を一切不要とする廃棄物処理法の特例が措置されている¹⁾。

食品関連事業から排出される食品廃棄物の現状や課題、再生利用については牛久保^{2),3)}、資源循環視点からの企業の農業参入の現状と課題は内山・長屋⁴⁾、一事例についての食品リサイクルループ構築の成功要因と課題は小林⁵⁾により、それぞれある程度明らかにされている。しかし、再生利用事業計画認定制度の認定を受けて食品リサイクルループに取り組む事業者の実施実態は明らかにされていない。

1-2 本研究の目的

本研究の目的は、以下の 3 点である。

- ① 「再生利用事業計画認定制度」に基づき、食品リサイクルループを取り組み始めるまでの計画段階の過程を把握すること。
- ② 「再生利用事業計画認定制度」に基づき、食品リサイクルループに取り組む事業者の実施状況を把握すること。
- ③ 「再生利用事業計画認定制度」に基づき、食品リサイクルループの事業者による評価と課題点を明らかにすること。

1-3 本研究の意義

本研究の意義は、「再生利用事業計画認定制度」に基づく食品リサイクルループの取り組みを検討中の事業者にとって参考資料となり、取り組む事業者が増加することで食品廃棄物の削減につながると考える。

1-4 本研究の方法

本研究の目的を以下のような方法で達成する。

① 基礎情報収集

農林水産省 HP に掲載している「再生利用事業計画一覧表」⁶⁾を基に調査対象を決定し、

文献やインターネットで認定を受けている事業者についての基礎情報を収集する。

②ヒアリング調査

認定を受けている事業者の実施実態を把握することやアンケート票の質問項目の決定するため、予備調査として調査対象の一部にヒアリング調査を行う。

③アンケート調査

②ヒアリング調査の結果を基にアンケート票を作成し、「再生利用事業計画認定制度」の認定を受けている調査対象 23 件（102 事業者，平成 22 年 5 月 10 日現在）に対し，アンケート調査を行う。

④事例集の作成

②ヒアリング調査及び③アンケート調査を基に，事例ごとでの実施実態の内容をまとめ，事例集を作成する。

⑤分析・考察

これまでの調査結果を基に，「計画段階の過程について」「現在の実施状況について」「取り組みの評価と課題点について」の 3 点について，事例もしくは事業者間で比較し，「再生利用事業計画認定制度」に基づく食品リサイクルループの実施実態について明らかにする。

1-5 本研究の構成

第 1 章 本研究の背景，目的，意義，方法，構成，用語 の序論。

第 2 章 食品リサイクル法や再生利用事業計画認定制度，再生利用方法の内容について説明する。

第 3 章 再生利用事業計画認定制度に基づいて取り組みを実施している事例および事業者の実施実態を把握するための調査方法を説明する。

第 4 章 事業者に対するアンケート調査によって明らかになった再生利用事業計画認定制度に基づく事例および事業者の計画段階の過程について詳述する（目的□）。

第 5 章 事業者に対するアンケート調査によって明らかになった再生利用事業計画認定制度に基づく事業者の実施状況について詳述する（目的□）。

第 6 章 事業者に対するアンケート調査によって明らかになった再生利用事業計画認定制度に基づく食品リサイクルループの評価と課題点について詳述する（目的□）。

第 7 章 本研究の結論をまとめる。

1-6 本研究の用語

■食品廃棄物

「食品廃棄物」とは食品が食用に供された後に，または食用に供されずに廃棄されたもの（食べ残し，製品廃棄等）もしくは食品の製造，加工または調理の過程において副次的に得られた物品のうち食用に供することが出来ないものを意味する。

■食品循環資源

「食品循環資源」とは、食品廃棄物のうち肥料、飼料等の原材料となるような有用なものをいう。

■再生利用

「再生利用」とは、自らまたは他人に委託して食品循環資源を肥料、飼料等の製品の原材料に利用する、または利用するために譲渡することをいう。

■再生利用等

「再生利用等」とは、発生抑制、再生利用、熱回収、減量（乾燥・脱水・発酵・炭化）、熱回収のことをあわせていう。

■食品関連事業者

「食品関連事業者」とは、食品廃棄物を排出する事業者を意味する。

■リサイクル業者

「リサイクル業者」とは、肥飼料を製造する事業者を意味する。

■農業者

「農業者」とは、農畜水産物等を生産する事業者を意味する。

■3者

「3者」とは、食品関連事業者、リサイクル業者、農業者の総称を意味する。

■食品リサイクルループ

「食品リサイクルループ」とは、食品関連事業者・リサイクル業者・農業者が協力し、食品関連事業者が自社の食品循環資源由来の肥飼料等で生産された農畜水産物等の利用の確保まで行う取り組みを意味する。

<参考文献>

- 1) 農林水産省：食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律の一部を改正する法律の概要
<http://www.maff.go.jp/j/soushoku/recycle/syokuhin/s_kaisei/pdf/data1.pdf>， 2010-10-12
- 2) 牛久保明邦：食品関連事業から排出される食品廃棄物の現状と課題：改正食品リサイクル法，廃棄物学会誌，19(4)，pp.160-165，(2008)
- 3) 牛久保明邦：食品廃棄物の再生利用（特集 循環型社会の形成と食糧・農業），農業と経済，68(8)，pp.15-25，(2002)
- 4) 内山 智裕，長屋 祐一：資源循環視点からの企業の農業参入の現状と課題：食品リサイクル法改正による参入促進の可能性，農林業問題研究，44(1)，pp.204-209，(2008)
- 5) 小林常晃：食品リサイクルループ構築の成功要因と課題についての研究，日本生産管理学会論文誌，16(2)，pp.153-158，(2010)
- 6) 農林水産省：再生利用事業計画一覧表
<<http://www.maff.go.jp/j/soushoku/recycle/syokuhin/pdf/ninte10412.pdf>>， 2010-05-10

